

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	障がい福祉に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三木市は、障がい者福祉に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

兵庫県三木市長

公表日

令和7年1月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障がい者福祉に関する事務
②事務の概要	1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援給付(介護給付・訓練等給付・自立支援医療(育成・更生)・補装具)の所得判定と支給の可否に関する事務を行う。また、自立支援給付の自立支援医療(精神通院)については申請受付と所得の判定事務を行い、県にて支給決定後に受給者証の交付事務を行う。 2. 児童福祉法に基づき、障害児通所給付の所得判定と支給の可否に関する事務を行う。 3. 身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の交付等に関する事務を行う。 4. 児童福祉法及び知的障害者福祉法に基づく兵庫県療育手帳制度要綱に従い、療育手帳の交付等に関する事務を行う。 5. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する事務を行う。 6. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令に関する手当の給付等に関する事務を行う。
③システムの名称	1. 障害者福祉システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者福祉システム情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。) ・第9条第1項 別表の9、21、51、67、117の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号、以下「別表省令」という。) ・第8条、第12条、第25条、第38条、第60条 ※1 番号法第9条別表の20の項及び別表省令第11条の事務処理者は都道府県知事とされているが、身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)の規定により三木市が一部事務処理をする。 ※2 番号法第9条別表の22の項及び別表省令第14条の事務処理者は都道府県知事とされているが、精神保健及び精神障害者福祉に関する法施行令(昭和25年政令第155号)の規定により三木市が一部事務処理をする。 ※3 番号法第9条別表の8、50の項及び別表省令第7条、第24条の5の事務処理者は都道府県知事とされているが、兵庫県療育手帳制度要綱の規定により三木市が一部事務処理をする。

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの (1)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供の根拠】 ・11、13、15、16、19、20、29、37、42、75、80、81、125、144、155、158、161の項 【情報照会の根拠】 ・14、15、16、20、37、75、92、93、119、144、145、146の項 (2)番号法第19条第8号に基づく主務省令 【情報提供の根拠】 ・第13条、第15条、第17条、第18条、第21条、第22条、第31条、第39条、第44条、第77条、第82条、第83条、第127条、第146条、第157条、第160条、第163条 【情報照会の根拠】 ・第16条、第17条、第18条、第22条、第39条、第77条、第94条、第95条、第121条、第146条、第147条、第148条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号673-0492 三木市役所 総合政策部 企画政策課 住所：兵庫県三木市上の丸町10番30号 電話：0794-82-2000 ファックス：0794-82-9755 E-mail：kikakuseisaku@city.miki.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号673-0492 三木市役所 健康福祉部 障害福祉課 住所：兵庫県三木市上の丸町10番30号 電話：0794-82-2000 ファックス：0794-82-9943 E-mail：shogaifukushi@city.miki.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	担当者ごとにシステムIDを発行、アクセス権限を付与しており、権限のない職員が利用できないよう対応している。	

変更箇所

[illegible]